

大学コンソーシアム石川主催 文部科学省平成 24 年度「大学間連携共同教育推進事業」『学都いしかわ・課題解決型グローバル人材育成システムの構築』

第 2 回障がい学生支援セミナー「高等教育を学ぶ権利と聴覚障がい・発達障がい」

時：2013 年 3 月 15 日（金） 13 時 30 分～17 時 30 分（受付 13 時～）

所：石川県政記念しいのき迎賓館 3 階 セミナールーム B（石川県金沢市広坂 2-1-1）

（大学コンソーシアム石川加盟高等教育機関に対して TV 会議システムによる配信を行います。5 機関まで接続可能ですので、ご希望の機関は大学コンソーシアム石川事務局までご連絡をお願いします）  
手話通訳による情報保障があります。

### プログラム

はじめに 13 時 30 分～13 時 50 分

障がい者の学ぶ権利と高等教育

青野 透 大学コンソーシアム石川教職員研修専門部会長（金沢大学教授）

第一部 13 時 50 分～15 時 20 分 司会 青野 透

講演 「手話による大学の授業情報保障」

講師 宮原 麻衣子

講師略歴 2000 年国立リハビリテーションセンター学院手話通訳学科卒業、2000 年 NHK 報道局手話通訳ニュース契約スタッフ（～2004 年）、2001 年厚生労働省認定手話通訳士合格、2004 年国立リハビリテーションセンター学院手話通訳学科教官（～2006 年）、2008 年日本社会事業大学聴覚障害支援プロジェクト室特別研究員（～2010 年）

第二部 15 時 30 分～17 時 30 分 司会 吉川 弘明 金沢大学保健管理センター教授

講演 1 「大学における発達障害学生の現状と支援の取組み」

講師 秋田大学保健管理センター所長 苗村 育郎

講師略歴 1977 年 神戸大学医学部卒業、1977 年 東京大学医学部精神医学教室、1982 年 厚生省・国立精神・神経センター・研究員、1985 年 米国 NIH、Neuroimaging Section、1987 年 秋田大学精神神経科助手、1991 年 秋田大学保健管理センター講師、1992 年 同 助教授、1998 年 同 教授・所長

講演 2 「大学生の発達障害とキャンパスライフ・ウェルネス研究の視点より」

講師 大阪大学保健センター教授・大学院医学系研究科教授 杉田 義郎

講師略歴 1973 年 大阪大学 医学部医学科 卒業、1978 年 大阪大学助手、1996 年 大阪大学教授、2004 年-2006 年 保健センター長

「学都いしかわ・課題解決型グローバル人材育成システムの構築」に参加する石川県内 19 高等教育機関）金沢大学（代表校）／北陸先端科学技術大学院大学／石川県立大学／石川県立看護大学／金沢美術工芸大学／金沢医科大学／金沢学院大学／金沢工業大学／金沢星稷大学／金城大学／北陸大学／北陸学院大学／金沢学院短期大学／金城大学短期大学部／小松短期大学／金沢星稷大学女子短期大学部／北陸学院大学短期大学部／石川工業高等専門学校／金沢工業高等専門学校

趣旨 文部科学省より各高等教育機関に本年一月、「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）について』が通知された。政府が批准を目指している「障がい者の権利に関する条約」は、教育を受ける権利の実現にあたり「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること」と規定しており、今後、この報告に基づき、それぞれの大学等の責任で、障がい学生に対して具体的にどのような配慮・支援を行うか、より詳細に検討することが求められることになる。

聴覚障がい学生については、日本聴覚障害学生高等教育支援ネットワーク（PEPNet-Japan）などの地道な活動もあって、授業における授業情報保障が普及しつつある。昨年 2 月、日本学生支援機構が発表した調査結果（日本の全高等教育機関 1206 校に対する悉皆調査、回答率 100%）によれば、平成 23 年 5 月現在、支援を受けている聴覚・言語障害学生が一人以上在籍する高等教育機関は 314 にのぼり、その支援の方法は、手話通訳 75 校、ノートテイク 181 校、パソコンテイク 95 校およびビデオ教材字幕付 59 校となっている。「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること」と規定された改正障害者基本法案が公布されたのは、平成 23 年 8 月 5 日のことであった。高等教育においても、授業内容を手話通訳によって伝えることにとどまらず、授業を教員自身が手話で行うことや学生が手話によって自らの意見を発表すること等について、意思疎通手段の選択の一つとすることが当然に求められる。まず、こうした観点から先駆的に取り組んできた、日本社会事業大学の事例を中心に、手話による授業情報保障について学ぶ。

そして、発達障がい学生について、秋田大学保健管理センターと大阪大学保健センターのお二人の精神科医の方々からご報告をいただく。「大学及び高等専門学校は、発達障害者の障害の状態に応じ、適切な教育上の配慮をするものとする」と規定した、発達障害者支援法が施行された平成 17 年 4 月 1 日から既に 8 年が経とうとしている。診断の有無とは関係なく、発達障がい学生の状態をきちんと把握した上で、それぞれに教育上適切と考えられる配慮を各大学等がどのように実践しているのか、法的義務付けがどこまで実効性をもっているのか、関心は尽きない。発達障害者基本法の規定が、上記、文部科学省の検討会での「合理的配慮」の有り方の議論に大きな影響を与えたことは確かである。発達障がい学生支援について考えることが、他の全ての障がい学生そして、全ての学生の支援について考えるための必須条件となっている。

高等教育機関の教職員・学生だけでなく、教育とは、障がいとは、そして支援や配慮とはという問題にご関心をお持ちの方々のご参加を強く期待したい。

## 参加お申込み

「第 2 回障がい学生支援セミナー申込」とタイトルに記載の上、本文に（1）高等教育機関名、（2）所属、（3）お名前（一般の方々はお名前だけでも結構です）を記載して、MAIL : kaminashi@ucon-i.jp（担当：上梨）までご送信願います。当日参加も受け付けております。

※しいのき迎賓館の駐車場をご利用の場合は、最初の 30 分のみ 無料となります。

問い合わせ 大学コンソーシアム石川事務局 TEL : 076-223-1633